

## 五監公告第4号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和6年2月16日

五 泉 市 監 査 委 員  
浅 井 昇  
剣 持 雄 吾

### 1. 監査の種類

財政援助団体等（公の施設の指定管理者）監査

### 2. 措置を講じた団体等

五泉市交流拠点複合施設 ラポルテ五泉  
（指定管理者 まるっと五泉プロジェクト）

生涯学習課（指定管理に関する事務の所管課）

### 3. 監査の期間

令和5年12月27日～令和6年1月25日

### 4. 監査の結果及び講じた措置内容

	監査の結果(指摘事項)	措置内容
①	<p>設備の不具合について点検時に指摘され、対応について業者に相談しているものの、検討するという回答を受けたまま長期にわたり放置している。</p> <p>また、別の指摘事項については、対応の遅れにより怪我人が発生している。</p> <p>事故を未然に防ぎ、来場者が安心して施設を利用することができるよう、不具合については早急な対応により解消を図り、主管課である生涯学習課と連携し適正な安全管理に努められたい。</p>	<p>指摘されていた設備について、改めて市及び指定管理者、施工業者等関係者と現地を確認し、対処方法を再考しました。その結果、運営マニュアルの見直しにより対応を図ることとしました。</p> <p>また、対応に遅延を生じることなく速やかに対処できるよう、指定管理者と生涯学習課が連携し、今後も引き続き安全管理に努めてまいります。</p>
②	<p>事故発生時の報告について、現状では警察、消防（救急）等を要請したもの以外については、口頭での報告及び月次報告書への概要記載とし、書面での事故報告書が作成されていない。</p> <p>小さな事故であっても軽視せず、書面で報告書を作成することにより指定管理者と所管課において情報共有し、再発防止及びリスク管理に努められたい。</p>	<p>事故発生時の報告について、指定管理者内で報告書作成の手順を職員全員に周知徹底しました。</p> <p>今後は、いかなる事故も指定管理者と生涯学習課が情報を共有し施設の管理運営に努めてまいります。</p>
③	<p>施設利用許可の手続きについて、五泉市交流拠点複合施設管理規則で定められたものと異なる運用をしている。規則にのっとった適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>五泉市交流拠点複合施設管理規則に定められたとおり適正な事務処理に努めてまいります。</p>